

第10回議会制度研究会 令和8年4月15日（水）

○畠山晋一座長 ただいまから第10回議会制度研究会を開会いたします。

1 検討項目の協議に入らせていただきます。

(1)ハラスメント条例の実効性確保に向けた検討、(2)人材育成、環境整備、ハラスメント対策等、改正候補者男女均等法に基づく議会としての取組み、(3)区内の政党・政治家ポスター掲示の自粛について及び(4)姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方については、前回の研究会で意見がまとまったため、資料8ページのとおり、議会運営委員会への報告内容案として正副座長で整理し、既に皆様にお示しさせていただきました。

まずは、項目番号7と項目番号8について、事務局より説明願います。

○菊島区議会事務局次長 8ページを御覧ください。項目番号7、ハラスメント条例の実効性確保に向けた検討及び項目番号8、人材育成、環境整備、ハラスメント対策等、改正候補者男女均等法に基づく議会としての取組みについては、条例の実効性担保に向けて、研修の実施回数を増やすとされました。

なお、9ページのとおり、風より、報告内容案に賛成するとの御意見を頂戴しております。

○畠山晋一座長 本件について、皆様のほうで何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○畠山晋一座長 それでは、項目番号7、ハラスメント条例の実効性確保に向けた検討及び項目番号8、人材育成、環境整備、ハラスメント対策等、改正候補者男女均等法に基づく議会としての取組みについては、本案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、項目番号15について、事務局より説明願います。

○菊島区議会事務局次長 8ページでございます。項目番号15、区内の政党・政治家ポスター掲示の自粛については、無許可での掲示は行わないなど、法律等にのっとり、各議員の責任において適切に対応するとされました。

なお、9ページのとおり、風より、報告内容案に賛成するとの御意見を頂戴しております。

○畠山晋一座長 本件について、皆様のほうで何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、項目番号15、区内の政党・政治家ポスター掲示の自粛については、本案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、項目番号16について、事務局より説明願います。

○菊島区議会事務局次長 資料8ページでございます。項目番号16、姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方については、議会制度研究会での議論を踏まえ、次回の姉妹都市交流事業の実施時に改めて検討するとされました。

なお、9ページのとおり、風より、報告内容案に賛成するとの御意見を頂戴しております。

○畠山晋一座長 本件について、皆様のほうで何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、項目番号16、姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方については、本案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上4件につきましては、5月11日に開催予定の議会運営委員会に報告いたしますので、御了承願います。

次に、(5)区議会のDXについて、オンラインによる議会出席の制度化についてを議題といたします。

前回、会派に持ち帰っていただいて、御意見をまとめていただくようお願いしました。提案内容が、左右にあるモニターの活用、また、委員会のオンライン利用の制度化とございますので、まずは、モニターの活用について、各会派からの御意見を願います。

○阿久津 皇委員 モニターですけれども、前回説明いただいたときに、委員会資料等を活用しようと思うと、人を配置しなければいけないとか、内容をどこをどう表示するか、割と労力がかかりそうだなということが分かりました。モニターについては貼られていますけれども、この委員会室は、私は今、農業委員をやっていますけれども、農業委員会でも使っていて、この間言いましたけれども、農業委員会では、それぞれの畑の肥培管理とかの様子でモニターを使ったりとか、そういったことでほかのプレゼンなんかでも

きっと使われる機会があるでしょうから、あえて委員会で無理して使う必要もないのかなと。場合によって、陳情とかで資料を提示したりとか、そういうことがあるか分からないですし、必要に応じて使えばいいのかなと我が会派では話し合ったところでございます。

○いたいひとし委員 モニターを使うということは発想的には非常にいいなと思うんですけども、実際それを、例えばもうちょっと詳細にとっても拡大ができなかったり、あるいは、それを操作する人が本当に要るのかどうかとか、あるいは議会中継を見ている方がそれがよく見えるのかどうかとか、様々なことを冷静に考えると、モニターというのは、特に今の区議会の委員会等においては時期尚早というか、課題がたくさんあるということで、そういった様々な課題がある中で実施を急ぐということについては課題があると。

もう一つ、議事録にどう載せるのかについても精査しなきゃいけないということが課題であるということを言い忘れました。

○原田竜馬委員 前回の議論を踏まえまして、委員会でモニターを使用するというに関して、今もありましたが課題があるということは承知をしております。ただ、現場ではなくて、様々な方がオンラインを活用して、オンライン中継を見ていただいているという状況を鑑みると、議会の議論を区民がより理解しやすいようにするためにも、モニターの活用というものはすべきではないかと考えております。

○ひえしま 進委員 委員会のモニター活用については、現行では傍聴者に紙資料が配付されておまして、これと同様のものをモニターに映すならば、紙資料の配付は取りやめるということになろうかと思われまます。すると、視力に問題がある傍聴者にとっては、モニター資料が見えづらいという不都合が生じることも考えられると。また、資料によっては個人情報に配慮しなければならないものもありまして、その処理のために事務方の負担が増す可能性も高いのではないかと考えております。

モニター活用については今後とも検討すべきではありますが、現段階ではこれらの懸念が払拭できないので、難しいかなと考えております。

○たかじょう訓子委員 私どもは、実際にこれを委員会で活用する場合どういうふうになるんだろうかというのをちょっと考えてみたんですけども、例えばタブレットに配られている内容をただ写すだけでは効果的ではないだろうと思いました。例えば都計審ではパワーポイントをわざわざ作る形になっていっていったと思うんですけども、どうせやるん

だったらああいうふうにやらないと効果的ではないのではないかと。そうなると、こういう資料以外にも作業が多分理事者のほうで必要になってしまう可能性があって、これは大きな負担になるんじゃないかという議論になりました。

それで、もしやるとしても効果的に使うということは非常に重要だと思うんですけども、例えば先ほど写真が必要だとか、動画が必要だとなったときに、それが効果的だと考えられた場合に、理事者の判断によって部分的に使うということはあるのではないかと議論になっています。

○そのべせいや委員 提案会派からのお願いといたしましては、全ての資料をモニターに掲示をするというよりは、動画を利用する、あるいは音声を議論の中で共有するといった現代的な課題に対応できる会議にしたいという願いはあります。もちろんどのように議事録に保存をするのかということについては検討をしていく必要がありますが、紙に印刷されているものしか資料として扱わない、あるいは保存ができないといった形式では現代的な議論に対応できないと思いますので、先ほど来申し上げているとおり、このモニターの活用ということはぜひ前向きに検討いただければとお願いいたします。

○おのみずき委員 私たちとしましては、この間、例えば議事録の早期公開とかUDトークの利用拡充とか、議会でも様々アクセシビリティみたいなことに取り組んでいる中で、例えば視覚をメインに情報を得る人とかにとっては、耳ではなくて目で情報を得るという人にとっては、ある意味、ビジュアルを通して議会への理解を促進するという効果なども期待されるのかなと考えておりました、提案会派の御提案内容にはおおむね賛同しています。一方で、前回、様々課題に挙げられた実際の操作だったりとか、議事録への掲載の方法だったりとか、あるいは中継で見ている人にとっては2画面表示とかも委員会室は対応していないということなどありましたので、課題も確かにあるとは思いますが、

そうした課題への対応は考えながらも、私たちも必要に応じて使うというところは、やっぱりそうなるのかなと思っていて、様々な方法を試行、検討をしてみてもよいのではないかなと考えています。

○おぎのけんじ委員 おおむねそのべさんと、たかじょうさんの意見と同意なんですけれども、無理して委員会資料を投影する必要はないと思いますけれども、補足資料としての動画ですとか画像みたいなものは、もし必要があれば使ったほうが良いと思っていて、特に例えば最近、学校改築でもデジタルゼミみたいな形で3Dで再現するような技術も出てきていますし、そういったことを見ると我々もイメージしやすいという場面はあろうか

と思いますから、その時々で使う使わない判断をできる状態にしておくほうがいいんじゃないかなと思います。せっかくあるので、宝の持ち腐れにならないように、私は有効活用をしてほしいと思います。

○若林りさ委員 私も、このモニターの活用についてはおおむね賛成の立場なんですけれども、先ほど資料に関して課題があるというのはもちろん認識しているんですけども、必要性があるものと視認性が上がったりとすとか、必要に応じて使える環境をつくっておくということは必要だと思っております。

少し話がずれてしまうかもしれないんですけども、次のオンライン会議の話で、そこでモニターを使うという点で、例えばそこで参加する委員を映すということも、そういった汎用性についても検討していただきたいなと意見で申し上げさせていただきます。

○青空こうじ委員 私も、おぎのさんと同じような考えなんですけど、せっかくモニターがあるんだったら、臨機応変に使えばいいと思います。臨機応変で、それだけです。

○畠山晋一座長 それでは続いて、本日出席していない会派からの御意見があれば、事務局よりお願いします。

○菊島区議会事務局次長 特段御意見は頂戴してございません。

○畠山晋一座長 それでは、意見をまとめていきたいと思います。動画ビジュアルなどの積極利用の効果を期待する人と、現時点……。

補足ですか、どうぞ。

○阿久津 皇委員 僕もさっき言ったのは、常任委員会で、毎回紙資料をここに投影するみたいな、ちょっと無理くりというか、活用するのはなかなか難しいんじゃないのという意味で言っただけで、ほかの皆さんがおっしゃっているように、例えば紙資料とかドキュメント資料の中に写真が貼られたりしているんですけど、それって結構見づらかったりするんで、そんなのは投影したらいいと思いますし、当然さっきの3Dのデータもそうでしょうし、動画なんかもあるでしょうから、もし理事者側から、説明の資料の中でそういったものを活用したいと、そのほうがより委員の皆さんの理解が深まるんじゃないかみたいなお話があれば、ぜひ柔軟に対応していただきたいと思いますし、理事者の皆さんに対しても、動画だったり、様々な媒体のデータも活用して、より理解が深まり、より議論が深まるような情報提供をしていただくようお願いするのはいいんじゃないかと思います。

○畠山晋一座長 今、阿久津委員からもありましたように、補足の資料として、毎回使う

ということではなくて、なおかつ委員会に対する理解度を、我々だけではなく、傍聴者にも、また理事者にも、深めていくということに対しては、おおむね皆様、御理解いただいているところではありますが、ただ、労力もかかったり、課題になっている部分もあるという御意見もありますので、ここで無理くりまとめることは難しいようですので、取りあえず、本日のところは、今の協議を踏まえて、もう1回会派に持ち帰っていただいて、次回研究会として結論を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 では、本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容報告の上、御意見を伺うようお願いします。

続きまして、委員会のオンライン利用について、各会派からの御意見をお願いします。

○河野俊弘委員 オンライン出席についてですけれども、すみません、僕も前回の記憶が定かじゃないところもあるんですけれども、このモニターはオンライン出席のために基本的にあるという認識だったんです。なので、一応、基本的にはオンラインの利用ということもあるし、ただ、コロナ禍のときの規約の内容になっているかと思っておりますので、そこに汎用性を持たせるという話もあるかと思うんです。ただ、オンラインで出席をするための基本的には条件というのはなかなか難しい部分もあるかなど。静穏な場所であるとか、あるいはカメラは必ずオンにするとか、そういった決まりをきちんと設けた上であれば検討する余地もあるかと思うんです。

ただ、まだ一度もやっていないですし、モニターの利用もしていない以前に、オンライン出席をやっていないというところもありますから、その部分は実際に利用してみたらでないとなかなか判断も難しいかなというところもあるんですが、昨今の状況で、必要に応じてそれができる体制にしておくということは大事であると思います。ただ、その条件についてはちょっと精査が必要かなとも思っているところです。

○いたいひとし委員 コロナのときに、パンデミックとか大規模災害等と決めたということについては、これは継続していいとは思っているんですけれども、そもそもこの頂いた資料の11ページに、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由ということで、こういったことは、今、社会的にも、企業なんかでは公務というか休んでいいですよと認められている昨今でございますので、この委員会においても、そういったやむにやむを得ないときには委員会を欠席してもいいと。逆に言えば、それぐらいの度量が必要だろうと思っていて、もう社会通念上、議員であれども、こういったこと

は生涯どこかの場面で遭遇するものでありますので、以前、議員の通信簿みたいなことを書いた議員もいましたけれども、そういったときに休んでもいいんだということをしかり議会の中で議論したほうがよっぽど価値的であり生産性が高いと思っておりますので、結論から言うと、こういうときには休んでいいというふうにしたほうがいいということです。

○原田竜馬委員 今、いたい委員からお話がありましたけれども、オンライン出席を導入するに当たって、介護であったり、育児、あとは病気のとときであったり、しっかりと休む、欠席をするということが妨げられるような状況になってはいけないと思います。また、オンライン出席には様々課題というものはありますが、専念義務を原則とするなどルール設計次第で課題の多くは解決することが可能であるのではないかと思います。

したがって、課題があるからオンライン出席はできないと否定をする理由にはならないということから、私たちとしてはオンライン出席の対象を広げるということに関して賛成の立場でございます。

○ひえしま 進委員 オンラインによる議会出席については、感染症の拡大や大規模災害時以外においては、基本的に議員は登庁して委員会に出席するべきだと考えています。疾病や介護などの際は、先ほど来、ほかの会派からも出ておりますけれども、欠席届を提出の上、治療などに専念することが必要だと通常は考えられると思います。今後は様々な可能性は追求すべきですけれども、現行のままでいいのではないかと思います。

○たかじょう 訓子委員 私どもとしては、オンライン使用について、ほかの自治体でも検討されて、先行してやっているところがあるようですので、その状況を見ていく必要があるだろうなと思っています。ただ、これについては検討をしていく必要があると思っています。その場合に、疾病とか、それから出産とかの場合には、特に出産の場合は、母体保護といった観点がありますので、やっぱりちゃんと休んでもらいたい、そのほうがいいでしょう。疾病についても、ちゃんと回復するまでというか、規定の日数を休む、熱が下がるまでとかしっかり休んでいただいとということが、これは保障されるべきだと思います。これを決めておくことによって、病気でも出なきゃいけないというふうにはならないようにしてもらいたいなと私たちは思っております。

そういった観点と、それから専念義務というのがありますので、これをちゃんと確保できるのかということがやっぱり課題ではないかと思っていますので、ここがどのように確保できるのかということも、他自治体で始めているところがありますので、そこをちょっ

と確認して行って、継続的にこういった話合いを持つべきではないかなという話合いになっています。

○そのべせいや委員 専念義務についてですが、既にパンデミック、大規模災害等の場合についての規定に記載をしているとおり、現行と同じく、場所は個室、その他静寂な場とし、他の者は入れないこととするというものを、そのまま横引きして実行すれば、その点については大きな課題ではないのではないかという立場に立っております。

また、従来の欠席規定にあるような、疾病、育児、監護、介護、出産、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由については、必要に応じて休めるということが、そもそももちろん規定もされておりますし、少なくとも世田谷区議会の中では、本当にやむを得ない事情があるのであれば、無理を押し、様々なことをバランスを崩してまで出席しなければならないということではなく、欠席できるということについては、かつて様々な立場の方がいたときもありましたけれども、改めて確認をしてもいいのではないかと考えています。

その上で、例えば私自身も手術をして数日後に退院して翌日には本会議に立たせていただいたりもしたんですけれども、やっぱり移動をすることに対して少しばかり課題があるようなタイミングもありました。普通に座っている分には問題がないものの、結局タクシーで登庁したりとかそういったことになると、そもそもその移動に課題があるということであれば、オンラインで出席ができるだけで、退院後の体調についても幾分か出席はしやすかったらという体験も実際にしておりますので、場合によっては、欠席をするまでもいかなければ、出席との間の選択肢があることで課題を乗り越えやすいといったシーンもあるかと思われますので、ぜひそういった部分については御理解をいただければ幸いです。

○おのみずき委員 ここで問われている事由の拡大みたいなのところについて、私たちは賛成の立場です。実際に妊娠、出産だけではなくて、育児、介護など家族のケアを担いながら議員活動をしておられる当事者は既にこの議会内にもおられますし、また、今後例えば障害の当事者など、多様な人が議員活動に関わることができるという環境整備の観点からも、オンライン出席の事由拡大は重要と考えています。

さっきのモニターの話とちょっと絡むかもなんですけれども、議会のデジタル化の推進とか、育児、介護等と議員活動の両立支援みたいな話は、一昨年に出された全国都道府県議会議長会の提言とかでも中核に据えられていますし、全国市議会議長会の国に向けて出

された決議なんかでも、感染症の蔓延や大規模災害の発生等の事例に加えて、出産、育児、介護、疾病等の事由により会議の場に参集することが困難な場合についてオンラインでの出席を可能とするなど、地方議会のオンライン開催の取組を支援するように国にも結構要請なんかもしていることなども踏まえれば、世田谷区議会としても大きな方向性として積極的に検討していくべきことだと思っています。

先ほど共産党さんからもありましたけれども、先行自治体の事例から、やっぱり専念義務みたいなものを一言で言っても、どこまでを専念とみなすのかみたいな、実際の運用をどこまで厳格にやるのかという柔軟性とのバランスみたいな話とか、あとはオンラインで出席する場合に、やっぱり自宅とか自分のネット回線に依拠することになるので、通信トラブルがあった場合にどういう対応をするのかとか、確かに現実的な課題もあるなどは思いますが、まずは先行自治体の事例も参考に制度化を進めながら考えていくというのがいいのではないかと思います。

専念義務に関しても、例えば6時間ぶっ通しの会議みたいなものを念頭に置くというよりは、どちらかという重点を置くべきは、本当に重要な採決とか、これだけは外せないみたいな質疑とかだけでも参加できるとかというピンポイントの参加みたいなのも念頭に置いて考えてもいいのではないかなと思います。

○おぎのけんじ委員 私も積極的に検討していくべき事案かなと思いますけれども、どなたか言っていましたけれども、やっぱりルールづくりは慎重にやったほうがいいと思っています。コロナのときも、オンライン出席を認める認めないで大分丁寧にやった記憶がありますので、ここに書かれているような出産だとか手術後の対応だとかというところはもちろんですけどもどの辺まで認めるのかという整理が必要だということと、あと、これは判断が委員長になるのかどうなのか分からないですけども、委員長ごとに恣意的に判断されてしまうようだとまずいと思いますので、やっぱりそこは議会として、これはオーケー、これは駄目みたいなラインが誰でも分かるような形でルールが整備できるといいんじゃないかなと思います。

○若林りさ委員 私も提案会派の一つであることから、もちろん進めていただきたいと思うんですけども、既にそのべ委員からも詳しく説明がありましたので、改めて今の現状を申し上げますと、世田谷区は既にコロナですとか感染症、災害に対してのオンライン会議ができるという制度がある中、どこまで拡充するかと、運用方法をどうするかというところだと思うんです。実際コロナが2類から5類に引き下げられて、今コロナだけよりもっ

と拡充したほうがいいんじゃないかという点は本当に進めていくべきだと思います。既に総務省からもそういった通知があって、各自治体でどこまで広げるかを決めていただくということはありますし、資料も調べたんですけれども、拡大方向の傾向にはあるそうです。

私が確認できているところだけでも、北区と川崎市、沖縄県、大阪府とか様々なところで既に運用はされておりますので、そういった先進自治体を見て参考にすることは大いにできると思います。

今の状況を簡単に御紹介させていただきますと、川崎市ですと、前日の5時までの申請で、範囲は妊娠、育児、介護、その他やむを得ない事情というところまで対象を拡大しています。北区ですと、委員長判断という形で、委員会開始の90分前の届出まで認められていて非常に柔軟な運用となっております。北区は世田谷区のようにコロナの対応もなかったような自治体だったんですけれども、すごく早く進められていて、もう既に実施もされていて、私が話を聞く限りは、問題はなく運用できているということは伺っています。沖縄県もそうなんですけれども、これはとある議員の妊娠、出産を契機として制度ができて、ユーチューブとかでもどういうふうに委員会をやっているかとかがモニターで出ておりますので、よろしければぜひ皆さん御参考にさせていただきたいなと思います。

こうやって既に運用されておりますので、懸念点は、どこまでルール化するか、提出期限もありますけれども、そういった具体的なところを私は話し合えていたらなと思っているんですけれども、ぜひ御検討いただければと思います。

○青空こうじ委員 私もせっかくこういう制度なんだったら、オンライン制度で、今日はどうしてもいろいろなことがあるもので出席できないからオンラインでやらせてくれといたら、僕はそれでいいと思うんですけれどもね。もうこれからは割り切ってオンラインを認めるという形にさせていただければいいなと思います。

○畠山晋一座長 それでは続いて、本日出席していない会派からの御意見があれば、事務局よりお願いします。

○菊島区議会事務局次長 特段御意見はいただいておりません。

○中塚さちよ委員 重ねての発言で恐縮ですけれども、そのべ委員が、入院して退院してきたときの登庁すること、仕事はできるんだけれども登庁することに対する移動のリスクについてお話しされていたので、私もちょっと一言お伝えしたいのは、特に今がんになる方はもう2人に1人と言われている時代で、私自身も治療の経験をしたんですけれども、

抗がん剤治療は、実は抗がん剤をした日から1週間かけて免疫の抵抗力がすごく弱くなって、1週間で底になって、また1週間で前と同じぐらいまで免疫力が戻ると言われているんですね。その2週間の間は、意外とちゃんと公務に専念できるぐらい元気でも、移動することによって、ただの風邪とかでももらってしまって本当に重症になってしまったり、私自身もそれで、元気なものですからちょいちょい来たりしていたときに実は感染症にかかってしまって、それで再入院して本当に危険な状態になってしまったということもあるんです。

なので、オンラインでそうした出席ができれば、移動とかのときに不安にならずに家でちゃんと公務にも専念できるということで、今後いろいろな、うちは50人も議員の方がいて、病気になる方も当然年齢的にもいらっしゃると思うので、オンラインをそういうときに、ちゃんとルールがあって、もちろん病気のときだとか介護とか子育ては、まずは専念するなり、代替サービスを利用して出席するなりという手段を当然まず尽くすのが一番だと思うんですけども、そのような状況でオンラインの出席というのがあると、採決とか重要なところでちゃんと区民の負託に応じて仕事ができるのかなと思うので、ぜひそこは決まりだとか、委員長さんの判断とかをしっかりと何とかしていただいて、工夫していただけるといいなということです。

○畠山晋一座長 今聞いていますと、従来の感染症以外は出席が必要、現行のままがいいという御意見もありますし、時流に合わせて決まりを、まだ決まっていないのでルールづくりがしっかりできていないところがあるので、先行している自治体に倣いながらどう変えていくのかをまだまだ検討しなければいけない状況で、まとまっていないという状況でありますので、取りあえず本日のところは、今協議して様々出た御意見を踏まえて、もう1回会派に持ち帰っていただいて、次回、研究会として結論を出したいと思います。

なお、本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告の御意見を伺うようにお願いします。

続いて、(6)メディア等の議会傍聴の方針についてを議題といたします。まずは、事務局より補足の説明がありますのでお願いします。

○菊島区議会事務局次長 前回の研究会におきまして、阿久津委員から、報道関係者以外の録音録画を認めている14区の中で、SNS等で配信することまで認めている区はどれぐらいあるのかという御趣旨の御質問を頂戴しましたので、回答させていただきます。

録音や録画を認めている14区のうち、SNS等での配信を認めている区は4区というこ

とです。

○畠山晋一座長 ただいまの説明についてよろしいでしょうか。

それでは、本件に対する各会派からの御意見をお願いします。

○加藤たいき委員 基本的に、今、世田谷区議会は、ほかの区議会よりもインターネットで決算・予算特別委員会、常任委員会を含めて、本会議も全て中継をするようになっているところも鑑みて、基本的に今の原則どおりでいいのではないかという会派の意見とさせていただきます。

○いたいひとし委員 前回、区長の記者会見のことを例に引き出していましたけれども、そもそも区長の記者会見というのは、区の施策をしっかりとマスコミ等を通じてでしようけれども、区民に知ってもらうといった目的がある。議会というのは、お互いに、まだその至る前の議論を、丁々発止の議論をする場であると。そういった違いを考えたときには、今、他会派からもあったように、インターネット中継も行っているということを考えて、それから、やっぱりメディアのSNS等を含めてどういった方がどういう形で発信するかということについての疑念がまだ残ると。ですので、現状の主な報道機関という従来のスタイルを維持するべきだと考えています。

○原田竜馬委員 私たちの会派といたしましては、こちらの提案に対して、おおむね賛成の立場でございます。今、次長からも説明がありましたけれども、一般の傍聴者の方で、動画撮影を認めていたり、録音を認めているのが14区、写真撮影を認めているのが15区ということで、一般の傍聴者でもそれだけ撮影をすることが認められているという状況です。

今回のこのテーマについては、あくまで報道関係者の枠を広げるということでありますので、これまで報道関係者が取材といいますか、撮影をしたい、録音したいというときには、事務局が報道の目的だとか、何をとるのかということを確認しているということでございますので、その枠を拡大したときにも、その取材、報道の目的であったり、意図をしっかりと確認するといったルールをつくることで、報道関係者、報道機関の枠の対象を広げてもいいのではないかと考えております。

○ひえしま 進委員 メディア対応については現行のままで了とします。ただし、影響力のあるネットメディアも認めなくてよいのかといった議論は必要だと考えていまして、対象、メディアの基準については議論を進める必要があると思います。

○たかじょう訓子委員 提案会派なので、広げてもいいのではないかという考えは変わり

ませんが、今いろんな御意見をいただいている中で、やっぱりルールづくりというのであれば可能なのではないかなと思っているところです。

○そのべせいや委員 議事進行に差し支えのない撮影については大きな課題はないだろうと判断をいたしますので、取材目的で入られる方についても、特段、現在の制限に限定するものではなく、取材で報道関係者ということであれば、撮影、録音されてもいいのではないかという立場に立ちます。

○おのみずき委員 私たちも、この提案におおむね賛同しています。また、それに加えて、先ほど事務局から説明もありましたが、他区で一般傍聴者にも撮影、録音を認めて、さらにSNS発信まで具体的に規定している区も4区あったということで、前回議論でも申し上げましたが、やっぱり報道機関と一般傍聴者の厳密な区別というものが難しくなっている中で、私たちとしては広く議会にやっぱり関心を持っていただきたいというところを考えておりますので、一般傍聴者にも撮影、録音を認める方向で併せて検討してはどうかと思っています。

その際に、やっぱり良識的な利用というのは大前提として、何らか一定の管理はできるような体制やルールの検討は必要ではないかと思っています。

○おぎのけんじ委員 私は、この検討は慎重にするべきだと思います。メディアといっても玉石混交あると思いますし、昨今、切り取った形で編集をして自分の真意とは違う形で伝えられるケースというのは、議会に限らず往々にしてあると思いますので、そういったところまでどうやって整理をするのかといったところはとても難しい問題だと思いますから、一定の基準を満たすメディアという意味で、今定めているものに従って運用していくというところは守っていったほうがいいのではないかというふうに私は思います。

○若林りさ委員 現状でも、全ての委員会ですとか議会がネットで生放送されているので、今でも開けている状態だとは思いますが、より広げるという観点では、実際、申請と許可をもってだったら撮影は可能でもいいのではないかと思います。さらに、踏み込んでSNSまでという話になってくると、そこはかなり議論が必要だと思いますし、載せた際に偏向報道があったりですとか、例えば悪意のあるような投稿した場合は削除しなければならないですとか、そういったルールを設ければ、拡大はよろしいのではないかという意見です。

○青空こうじ委員 私は、今までずっとエフエム世田谷さんがずっとやってきたもので、放送関係はやっぱり1社だけ、エフエム世田谷さんだけでいいんじゃないかと思っております。

ます。

○畠山晋一座長 それでは続いて、本日出席していない会派からの御意見がありましたら、お願いします。

○菊島区議会事務局次長 特段御意見はいただいておりません。

○畠山晋一座長 それでは、意見をまとめていきたいと思います。メディアの基準についての整備がまだできていない状況にもあるというところですし、課題点が多くまだまだあります。録音、また撮影を一般傍聴まで広げるのはまだまだで、現行どおりでいいです等の意見が出ておりますので、意見のまとめは難しいようですので、本日の協議を踏まえて、もう一度会派に持ち帰っていただいて、次回研究会で結論を出したいと思います。

本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告の上、御意見をまとめるようにお願いします。

次に、(7)行政視察のあり方の見直しについてを議題といたします。まずは、各会派からの御意見を伺います。

○阿久津 皇委員 1つずつ試してみますけれども、オンライン視察については、この間の説明の中で、先方の受入れがどうなんだみたいなことがあったかと思います。お互いがそれでよしとするのであって、オンライン視察でそれなりに目的が果たされるんだったら別に否定するものではないですけれども、でも、やっぱり実際に現地を見る、現場の空気を感じるみたいなところの意味もあると思うので、場合によってはありかなぐらいの考えでいます。

近隣の視察も、今までも必要なものというか、見るべきものがあれば禁止するというか、特段避けていたわけではなくて、たまたま行き先の都合上、近隣がなかっただけかなと思っております。近隣の都市でそれなりに見るものがあれば、今でも現状できると思いますしそこはもう正副委員長が決めることかなと思います。

それから、視察先について、これは海外。海外は、それこそ先方の役所と議会事務局がどれだけコミュニケーションを取れるのか分からないですけれども、現地でのコーディネーターであったり、なかなか難しいだろうなと思います。これに関しては、それぞれの会派であり、あるいは個人が政務活動費を活用していかれるのがよろしいのかなと考えています。

移動手段については、グリーン車ではなくてもいいんじゃないのかという話だったと思うんですけれども、ここは逆に事務局に確認したいんですけれども、グリーン車であるこ

とのメリット。姉妹都市交流とかであれば、現地に着いてすぐに、10時間フライトした後、午前中なり昼間に着いてそのまま公務が続きますよみたいなこともあったりするの、僕はビジネスで行く意味はあると思っているんですけども、例えば国内の視察でグリーン車を使うことのメリットというか、いい点みたいなものは事務局ではどのように整理されているかちょっと教えてもらってもいいですかね。

○菊島区議会事務局次長 今、御質問の件ですけれども、グリーン車と比較すると指定席になると思うんですが、明確に必ずどっちがいいというのはなかなか言いづらいところがございます。というのは、グリーン車というのは行く方面とか路線によりまして、車両の数が1両だったり3両だったりいろいろございまして、15人程度になると思いますが、まとめて席を取るということを前提として事務局では考えておりまして、そういうふうにまとめて取るとなった場合に、グリーン車のほうが取りやすいかといったら、今言ったような理由で、どっちかというのはなかなか言えないところがございます。

ということで、どちらがいいというのはないんですけども、事務局としては、やはり連絡調整とか急な事情の変更とかいろいろ想定はされますので、やはり皆様、一緒のところにおいていただくということが主眼でございますので、その辺は皆様で御議論いただいてということかなと考えております。

○阿久津 皇委員 要は委員の10人と理事者の方々とあと事務局を入れると15人ぐらいが、できたらまとまっていたほうが連絡も取りやすいし、情報共有とか、急なことも多分あるでしょうから、まとまった席が確保しやすいというメリット、今よく分かりました。

7月の時期に毎年行くと思うんですけども、よくあるのは、京都方面へ行くとちょうど祇園祭をやっていたり、博多も祇園山笠ですか、そういったものとちょっと重なって割と混んでいたりするような時期も、視察先の時期によるでしょうけれども、あるでしょうから、そこをあえてグリーン車を外してしまっただけで指定席にしますとなると、席の確保が難しくなるということがあるのかなと思います。

なので、グリーン車または指定席にするぐらいで席が確保、逆に方面によって、もしかしたらグリーン車の車両が1両しかなくて指定席のほうが取りやすいなんていうこともあるかも分からないですし、そこはどちらでもいいよぐらいにしておいたほうが、事務局が行程を管理する上では使いやすいのかなと思います。別にグリーン車だからそこで楽をしたいとか体を休めたいというよりは、そんなに長い時間の移動はないでしょうから、席の確保のしやすさという意味でグリーン車を決して排除する必要はないのかなと思います。

た。指定席に限定するとグリーン車の費用が賄えないケースもあるかと。

○加藤たいき委員 補足で、現状、指定席と限定してしまうと仮に事務局サイドが指定席が取れなかったときの対応が難しくなるというところを鑑みても、グリーン車枠というところはちょっと考えておかないといけないのではないかなというのは、我々議員サイドというよりも、コーディネートしてくれている方々のことも考える必要があるのではないかとということも附随しておきます。

○いたいひとし委員 このオンライン視察については、先ほどありましたけれども、その効果とか目的とかがどうなのかなということで、これはそれぞれの会派等でやっていただければいいのではないかと考えております。

そして、常任委員会等の視察につきましては、その都度、先進的なところ、あるいは効果があるところを選んで、各委員の皆様の賛同を得て実施しているということで、そして行ったことをしっかりと議会であるいは各会派でどうそしゃくするのか、報告をするのかといったこととセットで考えていかなければいけないので、場所ありきではなくて、やはりそういった政策、会派に成果がもたらすというその時々状況に応じてそれは選んでいるので、大都市でないといけないとか、地方都市は駄目だとかという筋合いのものではないと考えております。

それから、視察先については、海外につきましては、議員でしっかり海外も政務活動費で行くということで行かれた年があったと思いますし、また、昨今も行っている会派があるようですけれども、これについてはしっかりと受入先、目的があって視察に行くわけですから、ちゃんと受入先がありますよということであれば、別に政務活動費を使って行っていただければ何ら問題がないのではないかと考えています。別にこれを否定も肯定もしませんけれども、しっかりと受入れがありますよということを前提として行っていただくというのがルールではないかなと考えています。

それから、移動のグリーン車の扱いについて、先ほど自民党会派からおっしゃったとおりでありまして、逆に言えば、私たちは事務局におんぶにだっこのところがあって、時間に来ないとか、乗車券を持ってこないとか、いつどこで降りるのか分からないとか、そういうことも散見されるわけです。そう考えたときに、これは集団行動を取るために、また、事務局がそうやってお膳立てしてくれるための必要経費であると。本来であれば、頼らないで、現地集合、現地解散でいいんだと思うんです。それができないからこそ、グリーン車で皆さんをエスコートしていつているんだと、私はそれぐらいの謙虚さが必要だ

と思いますよ。

だから、これは安ければ安いほどよいということではなくて、私たちはそういった自覚をもっと持った上で発言したほうがよいではないかというのがうちの会派の意見です。

○原田竜馬委員 まず、オンライン視察と近隣への視察についてですけれども、オンライン視察は導入してもいいのではないかと思います。オンライン視察であれば、場所を選ばずといいますか、移動時間がなかったりするため、複数の自治体とかを短時間で視察であったり、お話を聞くことができる。また、実際あるかどうか分からないですけれども、移動時間にかかなりの時間を要するようすごい遠くの自治体だとか、そういった自治体の話なんかもオンラインを活用すれば聞けるようになるのではないかなと思います。

次の視察先のアジアという話もありますけれども、アジア圏の国々なんかもオンラインで視察というような形で話を聞くことができれば、逆に同時通訳みたいなものもAIでありますので、しっかり通訳者を入れることは必要だと思いますけれども、海外の方、これはもっと言ったら、アジア圏だけではなく、ヨーロッパを含め全世界の先進的な事例みたいなものもこのオンラインを活用すれば話を聞くことができるということを考えると、オンライン視察といったものもあり得るといいますか、導入をしてもいいのではないかと思います。

また、近隣都市についても、自民党さん、公明党さんがおっしゃるとおりかなというふうには思います。目的達成をするためには、遠い、近いということは問わない、必要な場所に行くべきではないかというふうに考えます。

あと、1点付け加えて、意見として述べさせていただきますが、視察先を決める際に、委員会で正副委員長一任として視察先を決めているかと思うんですけれども、そこで正副委員長に一任をする方法でもいいのかもしれないんですが、所属する委員がこういう場所があるんじゃないかということを提案する場面もつくってもいいのではないかと考えております。

以上がオンライン視察、近隣への視察についてです。

(2)の視察先についてですが、視察先については、アジア圏の視察先については、昨年、私たちは会派で台湾に行って、台北を中心に視察に行っていましたけれども、やはり先進的な取組、日本の行政ではなかなかないような逆転の発想、様々知見を得ることができると思っています。そういった側面を考えると、確かにコーディネーターを用意したり、視察先を確保したり、言語が違う中で確保したりという負担はあるかと思っています

が、その目的を達成するためには、アジア圏などの都市というのも視察先に追加をしているのではないかと考えております。

(3)の移動手段についてですが、グリーン車と指定席では移動の目的を果たす上で大きな差はないと考えております。ですので、グリーン車を決して排除するものではありませんが、指定席を優先して確保に努めるべきではないかと考えております。そこで、先ほども意見がありましたけれども、席の確保が指定席でできない、難しいといった状況であればグリーン車の座席を予約するといったことは妨げないという形にするのがよいのではないかと思います。

○ひえしま 進委員 委員会視察についても基本的に現行のまま、各委員会の判断でいいと思います。先ほど立憲無さんから、委員は行き先とかいろいろ提案できないような話がありまして、これはちょっと間違っていると思いますので、それを踏まえて、委員も提案して、委員長、副委員長にも検討していただくという前提で、それでいいと思っています。

グリーン車の使用については、次長からの説明がありましたけれども、座席を確実に確保する観点から、シートのレベルにかかわらずその都度判断されているということでありますので、議員が必ずしもグリーン車を使用する必要はないということもあると思いますので、柔軟に対応していただきたいと思います。

○たかじょう 訓子委員 最初のオンライン視察と近隣への視察については、これは検討をやってもいいのではないかなと私たちは考えております。座学のみという視察もこれまであったと聞いていますので、そういった場合は、よりオンライン視察のほうがよいのではないかと思います。

次、視察先についてですけれども、これは近隣視察についても同じですけれども、目的としては世田谷区政に生かせるところを見に行くと。さらに、もっと前に、よりよい区政にしていくためにやるわけですから、それに必要だと思われる視察をやるべきだと。その観点でいいましたら、近くでもいいし、それこそ海外、アジア圏のところも考えてもいいのではないかと思います。

ただ、ここで問題となってくるのが予算だと思うんですね。毎年1泊と2泊という年が交互でありますけれども、そういう面で、2泊のところを近隣の都市に国外で1泊で行くとか、そういうふうにして、もし本当に必要な視察であれば海外も選択肢に入れていくべきだろう、そのときには予算が大きく関わってくるので、その都度検討すべきだと思います。

す。

移動手段については、15人分まとめて取れる状況があれば、グリーン車でなくてもできるのであればそれをやって、できないのであればグリーン車でというような検討の仕方ではいかがかと思えます。

○そのべせいや委員 提案会派でありますので、もちろん記載をしているとおりではあるんですけども、少なくとも私自身の理解では、世田谷区議会の視察は2泊と1泊をルーチンで隔年で予算を議会費として取って実施されていると理解しています。こうなってくると、予算を余らせるわけにもいきませんし、逆に言うと、上回るわけにももちろんいきませんというところを加味した日程でこれまで視察先を組んでいただいていたと推察しております。

なので、もちろん予算に応じて必要などころに行ってきたらというところではあります。いわば泊数と予算ありきでどれぐらい遠くまで行けるのか、あるいはどれぐらいまでしか行けないのかということが決まってきたという側面はあるんだろうと理解しています。先ほどたかじょうさんからもお話があったとおり、同じ予算の中で、例えば海外に行けるですとか、あるいはこの4年間を通年で見るのか、それとも2年ごとに見るのかという予算の計上の考え方というのがきっとあるかと思うのですが、その中でどうやりくりして、本当に必要な場面を見に行くために行政視察というものを使っていくんだということについては、改めて検討をしていただければと考えております。

座席のクラスについてなんですけれども、やはり物価高がどうかそういう議論がどんどん続いている中で、グリーン車を、過去使ってきたものはもうもちろん使ってきたものなので、私自身も乗車してきました。ですが、これから予約をする部分については、予約の工夫次第でできることがあるのだとすれば、普通車指定席というものを選択肢の中から排除するという運用は、区議会議員だけこうでいいのかということも改めて問題提起はさせていただきます。

○おのみずき委員 最初に、オンライン視察に関してですけれども、私たち会派も、ふだんから会派での視察を行うときなどは、オンラインでの視察というのは活用させていただいて、それでも十分様々な知見を得られているかなと思っているので、これは前向きに導入を検討すべきではないかと思っております。

あと、先日個人的にちょっと視察プログラムに参加していたんですけども、急遽体調を崩してしまって、起き上がってパソコンには向かえるんだけど、ちょっと1時間半

の移動は厳しいみたいなきに、急遽現地とオンラインでつないでいただいてZ o o mで入るみたいなこともアレンジしていただいたような経験もありまして、本当にありがたかったんですね。なので、そういったことは誰にでも起こり得るのかなと思っておりまして、そういった可能性は残しておくべきじゃないかなと思います。

あと、行き先に関してですけれども、先ほどそのべ委員やたかじょう委員からもありまして、私たちも基本的に同様の考えで、やっぱり日程や予算ありきの前例踏襲ではなくて、真に区の施策に生かせる視察の設計をすべきだと思っています。その意味で、同じ課題を抱える近隣自治体との視察や意見交換は有用だと思いますし、また、海外都市というところも当然選択肢に入ってくるものと考えていて、あえて対象から排除する必要はない、その合理性はないのではないかと考えます。

移動手段に関しては、経費削減の可能性というのは姉妹都市交流のときにも同じような話がありましたけれども、常にそれは積極的に模索していくべきかなと思っております。実際に過去に私自身も海外からいらした方々の視察、国内視察のアレンジみたいなこともやっていて、指定席に十何人を引き連れて、新幹線で移動するみたいなこともやっていた経験があるんですけれども、確かに大変ではあるんですが、全然できなくはないかなと思っていて、その意味で、全体の経費を削減するという観点から、それは模索してもいいのではないかなと思っています。

○おぎのけんじ委員 ちょっと私も初めて出るので、提案会派の意図がどの辺まであるのか分かりかねないまま発言しますけれども、行政視察の在り方自体を見直すことは私は大賛成ですが、どうせやるならば徹底的にやったほうがいいなと思っていまして、行政視察の目的だとかみたいなのところに立ち返った上でもう一度議論をしたほうがいいと思っています。

その上で、各委員会、先ほどおっしゃられていたような、各委員がどこどこへ視察、こういうものを視察したいみたいな話合いの時間というものがきっちり確保されることが大前提だと思います。今だと、最後のほうに視察先については正副委員長一任でいいでしょうかみたいな形であって、場合によっては委員長の行きたいところに行ってしまうということがあり得たわけですから、そういったところもないように、各委員である程度意見を出し合った上で、最終的には正副委員長で決めるでいいと思いますけれども、場合によっては、もう視察なしとか、あるいは日帰りにするでもいいし、そういった形で委員会ごとに違う結論が出たって私はいいと思うし、予算が足りなくなれば、持ち出しに

なっても行きますかという話もしてもいいと思うぐらいに、私は思います。

その上でオンライン、近隣というのはやればいいんじゃないですかと思いますし、視察先についても、海外だって別に私はオンラインで構わないと思いますので、ここもちょっと、何で海外だけ行こうとしているのかというのはちょっとよく分からないのが正直なところではあります。

あと、移動手段については、ほかの方もおっしゃられているように、柔軟に考えていただければと思います。

○若林りさ委員 まず、オンライン視察ですけれども、実際、今まで視察に行かせていただいて、現地で座学のみだった場合もありましたので、そういったケースは本当にオンラインで可能だと思いますので、特に遠い場所とかの場合は、オンライン視察でも可能なことはできるのではないかと思います。

同様に、海外も物によってはオンライン視察もできると思います。そもそもこの視察自体が、よりよいものを区に持ち帰ってきてよくするものでありますので、何となく慣習で行くというより、本当に意味のある視察にさせていただきたいというのが一番の希望であります。なので、近隣自治体ですとか、日帰りですとかも選択肢でありますし、ぜひ意味のある視察でしたら、遠いところ、近いところ問わず選択肢に加えていただきたいと思います。

ただ、海外の場合、費用面での区民理解に懸念がありますので、予算のつくり方も大事なのではないかと思います。もし視察に現地に行く場合は、現地じゃないと見られないようなものを、吸収できないものを選択していただきたいと思います。

移動手段ですけれども、基本的には経費削減の方向を望んでいます。なので、普通列車で指定席という形がいいのではないかと思いますけれども、お話の中で、予約を取りづらいなどという話がありましたので、どうしてもという場合はグリーン車になってしまうかもしれませんが、方向としては、経費は削減する方向でと意見とさせていただきます。

○青空こうじ委員 オンライン視察は、皆さん、オンラインは強いので自由にできると思うんですが、私なんかはオンラインは弱いもので何とも言えないんですが、オンラインでできるんだったらやるべきだと思います。

そして、視察先、海外視察のときには、僕はやっぱり、視察であんなに団で行って、人数をいっぱい行くよりは、区長と委員長の2人だけでいけばいいと思います。海外の場合

はね。

それと、移動手段、国内の移動手段は、やっぱりグリーンですよ。グリーン車が一番いいと思います。僕なんかは、この世界入るときにはグリーン車に乗りたくて初めはなつたぐらいですから、そういう意味では、国内の視察のときにはグリーンを希望します。

○中塚さちよ委員 補足で、うちの会派で、委員会で視察先とかについて議論するタイミングがないような発言について、ちょっと誤解もあったのかなと思うんですけども、ないわけでは決してないんですけども、7月とかに行くのに、割と近いタイミングで行政視察をどうしましょうかと一応委員会の中で議題みたいにはなるんですけども、相手先もある中で、また委員会自体も月一、二回しか開催されない中で、十分にということはできず、結局に相手先がオーケーでちゃんと決めていかないといけないという中では、これまで、今回の中で出ていたような深い視察先についての検討というのはできていなかったのかなという意味で、そういった時間をもし取るのであれば、これが必ずという意味ではないですけども、行政視察はどこへ行こうというのをもっと早い時期とかにもしかしたら入れていくというのもありなのかもしれないなということも含めて、会派として意見させていただきました。

○いたいひとし委員 聞いていて気になるのは、やっぱり視察については経費のことを云々かんぬんという意見があって、やっぱり今、姉妹都市は結構お金がかかるから駄目と言いながらも、海外視察には委員会で行っちゃえみたいな、これは、僕はちょっとおかしな判断だと思います。政務活動費も頂いているのであれば、それを使ってぜひ行っていただければ、誰に迷惑がかかることではないと思っています。

また、15人も海外に一度に行くということ自体が、私はリスク管理の上から考えてどうなのかなと思っています。聞いていての感想です。

○そのべせいや委員 1点、先ほどのおぎの委員のお話も聞いてなんですけれども、アジアの大都市などに視察に行ったほうがいいのではないかとということを提案した背景に、50人存在をしている世田谷区議会議員全ての方が、今後、今、日本自体もインバウンドの方から外国の労働されている方まで含めて、かなりグローバルな環境に移行している中で、似たような状況にある、あるいは国外の状況がどうだということを肌で感じることに意義があるのではないかとということを考えておりました。

その上で、おっしゃるとおり、オンラインでお話を聞いて共有ができること、理解ができること、座学で済むのであれば、海外についてもオンライン視察で十分ではないかと考

えております。

○畠山晋一座長 オンラインで視察といいますけれども、画面を通じてやるだけなので、これは一面なので視察ではなくてインタビューなんじゃないのかなという気がします。視察というのは、やっぱり現場に行って、現場の匂いや感覚を感じるものが視察なのであって、画面を通じてやるのは、あくまでもインタビューなのではないかなと皆さんの御意見を聞きながら感じたところでありましてけれども、やっぱりその辺のまとまりができていないというところでもありますし、予算については、今、単年度予算だからこういう状況になっていますけれども、例えば複数年度予算を活用して、2泊、1泊のところを3泊にして海外に行くという物の考え方だってあるわけです。まだまだこの視察の在り方については、当然、海外については政務活動費で行くべきであるという御意見もあるわけですので、そういったところはまだまだ精査が必要なのかなと。

1点、移動手段、指定席とグリーン車、あと一般席か、排除はしていませんよね。15人取ればここがベストということで、たまたまグリーン車になっているという経緯があるということで、別に排除はしていませんよね。

○菊島区議会事務局次長 まず、前提として、予算については、グリーン車、特別車両と言いますが、それが区長の規定と同じ規定になっておりますので、使えるということになっております。ですので、予算としては、特別車両を念頭に置いた予算ということになっておりますというのがまず前提でございます。

その後、実際どうするかというところですが、基本的には、今までの例でいいますと、グリーン車を基本にやっております。ただ、先ほど申し上げましたように、まとめて取れないというような例もございましたので、指定席で対応したという例もございます。

○畠山晋一座長 ということで、様々な選択肢があるという状況でやっておりますので、その辺のまとまりが、今日のところはきちんとここで協議できたというところで、様々ないただいた御意見を踏まえて、本日の協議を踏まえて、もう一度会派に持ち帰っていただいて、次回研究会としての結論を出したいと思っております。

本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告の上、御意見を伺うようお願いいたします。

続きまして、2次回の検討項目についてです。資料17ページを御覧になってください。協議済及び協議中の項目を除くと、未協議の検討項目は4点で、3の議選監査委員による議会への監査報告の実施などの監査委員のあり方検討、5の少数会派の発言時間につい

て、10の議会報告会の実施について、18の区議会として取り組むシティズンシップ教育の在り方についての4項目となりました。

今後はこちらの4項目を協議するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、3次回研究会についてですが、今回は、事前に委員の皆様にご予定を確認し、資料18ページのとおり開催スケジュール案を作成させていただきました。今後の開催スケジュールについては、本案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次回研究会は、開催スケジュールのとおり、5月26日火曜日午後2時から開催することにいたします。

なお、今回は現在協議中の4項目について結論を出した後、先ほど決定した項目を議題に取り上げますので、提案会派の皆様におかれましては、5月12日火曜日までに、検討内容の詳細について文書で事務局まで御提出をお願いします。

なお、御提出いただき次第、委員の皆様にご提供いたしますので、あらかじめ会派内で協議していただくようよろしくお願いいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、議会制度研究会を散会いたします。